

(表面1, 2枚目)

年度 国民健康保険税 納税通知書

Large empty box for stamp or signature.

Insurance number and notification number fields.

下記のとおり決定しましたので、それぞれの納期に納めてください。

※口座振替の場合は下記口座から振替させていただきます。

Table for bank transfer details including financial institution name, account type, branch, account number, and account holder name.

※納税組合に加入している方は、下記組合に納付書を送付しました。

Table for tax association details including code and name.

※この納税通知書は「世帯主」宛にお送りしています。世帯主が社会保険等に加入している場合も同様です。

( ※お願い 納付書は、直接電子計算機で処理しますので汚したり、折り曲げたりしないでください。 )

Insurance tax annual amount field with a yen symbol.

※明細は次紙のとおりです。

Table for '普通徴収' (Ordinary Collection) with columns for period, due date, amount, and due date.

Table for '特別徴収' (Special Collection) with columns for due date and amount.

Table for '保険税納付方法等' (Insurance Tax Payment Methods, etc.) detailing special collection methods for pensioners and pension recipients.

(特別徴収の方へ 年度の仮徴収のご案内) 年度の4月、6月、8月は、仮徴収額として、 年2月と同額が年金から特別徴収されます。

(表面3, 4枚目)

年度 国民健康保険税の算定明細				保険証番号		通知書番号	
区分	医療分 課税対象額/税率	税額	支援金分 課税対象額/税率	税額	介護分 課税対象額/税率	税額	
所得割	× 円 %	円	× 円 %	円	× 円 %	円	
資産割	× 円 %	円	× 円 %	円	× 円 %	円	
均等割	× 円 人	円	× 円 人	円	× 円 人	円	
平等割額	1世帯あたり 円		1世帯あたり 円		1世帯あたり 円		
合計(A)	円		円		円		
軽減額	軽減区分						
	均等割額		円		円		円
	平等割額		円		円		円
	軽減額計(B)		円		円		円
限度超過額(C)		円		円		円	
増減調整額(D)		円		円		円	
条例減免額(E)		円		円		円	
減免額(F)		円		円		円	
年税額(一般・退職合計) (A-B-C+D-E-F)	①	円	②	円	③	円	
						年税額 (①+②+③)	円

課税の根拠となった法令等の要旨は、裏面に記載してあります。

国民健康保険税個人課税明細書

通知書番号

被保険者氏名	(月)												所得割	資産割	均等割	平等割	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
医療分・支援金分有資格月数	介護分有資格月数																

(単位：円)

- ・加入月欄の「\*印」は国保加入者を表しています。
- ・課税限度額は、医療分は 万円、支援金分は 万円、介護分は 万円です。

# (裏面1、2枚目)納付書貼付有

## 課税の根拠等について

### 1 課税の根拠

この国民健康保険税は、地方税法第703条の4並びに小野町国民健康保険税条例第1条の規定により課税されたものです。

### 2 納税義務者

国民健康保険の一般被保険者である世帯主及び退職被保険者である世帯主及び国民健康保険の被保険者ではないが、世帯内に国民健康保険の被保険者を有する世帯主をいいます。(世帯主とは、主としてその世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上妥当と認められる者をいいます。)

### 3 擬制世帯

世帯主が国民健康保険の一般被保険者及び退職被保険者ではないが、世帯内に国民健康保険の一般被保険者及び退職被保険者がいる場合、その世帯を擬制世帯といい、その世帯主を擬制世帯主といいます。ただし、擬制世帯主についての所得割額、資産割額及び均等割額は、課税されません。

### 4 課税の基礎資料及び税額の算定

国民健康保険税は、医療給付費分(医療分)、後期高齢者支援金(支援金分)及び介護保険納付金(介護分)の合算額です。それぞれ所得割額、資産割額、均等割額及び平等割額を合計し算出します。

- (1) 所得割額は被保険者の前年中の総所得金額及び山林所得金額並びに長期、短期譲渡所得金額に係る事業所得等の金額の合算額から所得者ごとに33万円の基礎控除をした後の金額に医療・支援金・介護のあん分率を乗じて算定します。
- (2) 資産割額は、被保険者の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額にあん分率を乗じて算定します。
- (3) 均等割額は、被保険者数にあん分率を乗じて算出します。
- (4) 平等割額は、一世帯あたりの金額です。

※ 介護分は40歳以上65歳未満の被保険者がいる世帯に課税されます。

※ 国民健康保険税の課税限度額は、医療分 万円、支援金分 万円、介護分 万円の合計 万円です。

### 5 退職被保険者

退職被保険者の課税のしくみは一般被保険者と同じですが、同一世帯内に退職被保険者、一般被保険者がいる場合、その世帯の保険税額は合計したものが賦課されます。

### 6 税金を納期限までに完納しなかった場合

納期限までにこの税金を完納しないときは、税額につき年14.6%の割合で計算した金額を延滞金として納めなければなりません。ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%の割合(当該期間の属する年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率+4%)で計算します。税額に1,000円未満の端数があるとき、又は、その全額が2,000円未満であるときは、その端数金額、又は、その全額を切り捨てます。以上により計算した延滞金に100円未満の端数があるとき、又は、その全額が1,000円未満であるときは、その端数金額、又は、その全額を切り捨てます。

### 7 不服申立

この納税通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に町長に異議の申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後に、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小野町を被告(町長が被告の代表者となります。)として提起することができます(ただし、その期間内であっても、処分の日から1年を経過すると提起することができなくなります。)

なお、次のいずれかに該当する場合は、異議申立ての決定を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

# (裏面3、4枚目)納付書貼付有

## ※ お 願 い

- 1 本書はこの税金について、8期分（随時分含む）共全部納付するまで使うことになりますから大切に保管してください。
- 2 各納期ごとの税金を納付するときは、本書をご持参ください。
- 3 領収証書は、5年間保存してください。

### 普通徴収の税金を納める場所

小野町役場

小野町指定金融機関（東邦銀行）

小野町指定代理金融機関（たむら農協、大東銀行、郡山信用金庫）

問 い 合 わ せ の 窓 口	電 話 番 号
小 野 町 役 場 税 務 課	0 2 4 7 - 7 2 - 6 9 3 2

※紛失防止のため、納付済領収証書を貼り付けて保管してください。

領収証書貼付欄